

第6期

鳩山町障がい者福祉計画

2021 ◀▶ 2023

第6期 鳩山町障がい者計画

第6期 鳩山町障がい福祉計画

第2期 鳩山町障がい児福祉計画

ふれあいと支えあいのある
安心して安全に暮らせるまち



令和3年3月

鳩 山 町



ごあいさつ

本町では、平成30年3月に策定した「第5期鳩山町障がい者福祉計画」に基づき、障がい者施策を総合的に推進して参りましたが、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、生活にかかわる各分野にわたる障がい福祉施策のより一層の推進を図るため、「障がい者計画」、「障がい者福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一体的とした『第6期鳩山町障がい者福祉計画（令和3年度～令和5年度）』を策定いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症等により、今までと違う生活様式のあり方を強いられる中、福祉ニーズはますます複雑、多様化しています。私たちを取り巻く社会生活においては、障がいのあるなしにかかわらず互いに尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに支え合うため、障がいのある人の自己決定の尊重と、その意思決定の支援への配慮等、自立と社会参加の実現を図るための制度の整備や取り組みによる地域共生社会の実現が求められています。

本計画では、前計画の基本理念に基づき「ふれあいと支えあいのある安心して安全に暮らせるまち」として計画の目標の実現に向けて、障がいのあるなしにかかわらず誰もが安心して、いきいきと自立した生活を送ることができる、まちづくりを推進してまいります。

今後も本計画の推進にあたり、町民の皆さまや関係者の皆さまと力を合わせて取り組み、さらに充実した施策を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査及びヒアリング調査等にご協力いただきました、関係者並びに町民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和3年3月

鳩山町長 小峰孝雄

◇ 目 次

第1章	はじめに	1
1	計画改定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象	4
5	計画の策定方法	5
第2章	障がい者等の現状と計画の進捗状況	6
1	町の概要	7
2	障害者手帳所持者等の推移	
2-1	身体障がい（児）者	8
2-2	知的障がい（児）者	9
2-3	精神障がい（児）者	10
2-4	発達障がい児及び高次脳機能障がい（児）者	11
2-5	難病患者等	12
3	前期計画の進捗状況	13
4	前期計画の評価	16
第3章	計画の基本的な考え方	17
1	計画の基本理念	18
2	計画の基本目標	19
3	重点課題	20
第4章	施策の基本的な方向と主要施策 【鳩山町障がい者計画】	21
◇	施策の体系図	22
	基本目標1 交流・ふれあいの促進	
1	啓発・交流活動の推進	24
2	ボランティア活動の促進	26
3	福祉教育の推進	28
	基本目標2 健康・生活支援サービスの充実	
1	相談支援体制・情報提供の充実	30
2	保健サービスの充実	33
3	福祉サービスの充実	37
	基本目標3 可能性の拡大と社会参加の促進	
1	教育・保育の充実	42
2	生涯学習活動の支援	45
3	就労の支援	47

基本目標 4 暮らしやすいまちづくりの推進	
1 公共施設等の整備	50
2 移動支援・コミュニケーション手段の確保	52
3 安心・安全の確保	55
第5章 障害福祉サービス等の目標と今後の取組み	58
【鳩山町障がい福祉計画・障がい児福祉計画】	
1 障害者総合支援法等によるサービスのしくみ	59
2 令和5年度に向けた数値目標	60
3 障害福祉サービスの目標と今後の取組み	64
4 地域生活支援事業の目標と今後の取組み	69
5 児童福祉法によるサービス目標と今後の取組み	74
第6章 計画の推進	76
1 計画の推進体制	77
2 計画の進行管理	77
資料編	78
1 障がい者関係団体等のヒアリング調査報告	79
2 鳩山町障がい者福祉計画策定経過	87
3 鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	88
4 鳩山町障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿	89
5 用語の解説	90

-
- 「障がい」の表記については、障がいのある方への障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進する観点から、その一つの取り組みとして、この計画では、原則として「障害」の「害」を「がい」とひらがなで表記しています。なお、法令や条例、制度、施設名、法人や団体の固有名詞などについては、漢字で「障害」と表記されている場合は、そのまま表記しています。
- 本計画書中、計画の基本目標及び重点課題の項目等の数字は、優先的に取り組むべきものを表したものではありません。